

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
43	B 地方 に対する規制 緩和	消防・防 災・安全	緊急消防援助隊設備 整備費補助金に係る 変更承認事務の都道 府県知事への委任	緊急消防援助隊設備整備費補 助金交付要綱に定める消防庁 長官の承認を要する事務のうち、 交付決定後の入札減による 補助金額の変更承認事務につ いては都道府県知事へ委任する こと。	【制度改正の必要性】 緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱第10条アにおいて、補助対象設備の種類又は補助 金額を変更する場合、消防庁長官の承認(以下「変更承認」という)を受けることとされているが、当 該条項に該当する事業のほとんどは、交付決定後の入札減による補助金額の変更に関するもの である。(入札減により、基準額を下回る場合に変更承認が必要。) 補助事業完了後に市町村等(一部事務組合、広域連合を含む。以下同じ。)から提出される実績報 告書に基づく額の確定事務の権限については、既に都道府県知事に委任されている(交付要綱第 16条)ことを鑑みると、入札減に関するものについては、都道府県知事が行うこととしても差し 支えないと思われることから、都道府県知事へ委任していただきたい。 なお、当該事業に係る処理件数としては、当県の実績として過去3年(平成24年度～平成26年度) ではいずれも5件である。 【支障事例】 現行では、消防庁が一元的に承認を行っているため、提出後1か月の審査を経て変更承認の処理 がされているが、権限移譲により都道府県が事務処理を行う場合、随時申請を受けることができ、 事務処理も概ね15日程度で処理することができる。これにより、消防庁や市町村の事務負担は減 少し、書類審査の迅速化も見込まれる。	補助金に係る予算の 執行の適正化に関す る法律及び同法第26 条に関する告示(平成 12年5月12日自治省告 示第106号「予算科目 に係る補助金のうち補 助事業者が市町村で あるものの交付に関す る事務を都道府県の 知事が行うこととし た件」)	総務省消防庁	愛知県
63	B 地方 に対する規制 緩和	その他	連携中枢都市圏構想 推進要綱に定める「連 携中枢都市」の要件 の緩和	現行の連携中枢都市圏構想推 進要綱における「連携中枢都市」 の要件は、中核市(人口20万人 以上)等の中核都市が周辺市町 村を牽引する連携であり、圏域 内に中核市を有さない場合は要 件を欠くこととなる。 意欲ある地域を応援するため、 中核市未満の人口規模の都市 であっても、複数の自治体が広 域連携し、経済・生活圏域とし て、一定のまとまりを有する場 合にも、連携中枢都市圏として位 置づけられるよう要綱改正を提 案する。	<地方創生関連提案> 【提案理由、規制緩和の必要性】 連携中枢都市圏構想推進要綱では、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣市町 村と連携し、「経済成長の牽引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向 上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経 済を維持するための拠点を形成することを目的としている。 連携中枢都市の要件として、①中核市(人口20万人以上)、②昼夜間人口比率が1以上(合併市 に対する特例措置有)、③三大都市圏の区域外に所在など規定されているが、本制度の活用在意 欲のある地域であっても、域内に中核市を有さない場合は要件を欠くこととなる。 そこで、観光、公共交通、医療、防災等各分野において、中核市未満の人口規模の都市であって も、近隣の複数の自治体(例えば、本県では県西部6市で、その中の砺波、南砺、小矢部や高岡、 射水など)が広域連携し、経済・生活圏域として、一定のまとまり(=人口規模)を有する場合には、 連携中枢都市圏として位置づけられるよう要件の緩和を求める。 【具体的な支障事例】 「まち・ひと・しごと創生戦略」において、国は「連携中枢都市圏」に対し、交付税措置、情報提供、 補助事業採択における配慮等によって支援するとともに、活力ある経済・生活圏の形成に向けた 所要の支援策を検討の上、実施していくこととされているが、現行の要件では、例えば、本県西部 地域では中核市を有さないために同都市圏は形成しえず、本制度の活用(国の支援を受けること 等)ができない。 【期待される効果】 特定の中心都市を有さない地域においても広域連携に取り組むことが可能となることで、例え ば、圏域全体における都市機能の集約・ネットワーク化による相互補完的な広域連携の展開など、 各圏域の実情に応じた取組みの広がりが期待できる。	連携中枢都市圏構想 推進要綱(平成26年 8 月25日付総行市第200 号総務省自治行政局 長通知)	総務省 国土交通省	富山県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
77	B 地方 に対する 規制 緩和	その他	マイナンバー制度における照会項目の拡大	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、情報連携が必要な事務について別表第2で整理がされている。 別表第2の項番38に記載されている事務を処理するために情報連携できる特定個人情報、住民票関係情報に限られている。 しかし、当該事務を処理するに当たっては、生活保護関係情報や地方税関係情報の連携が必要となるため、これらの特定個人情報も利用できるよう緩和をお願いする。	【番号法での規定】 ・番号法第19条第7号において情報提供できる範囲を規定している。特に別表第2項番38で定める学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務を処理する場合の特定個人情報については、住民票関係情報としている。 【支障がある点】 ・番号法別表第2項番38で主務省令で定める事務は、学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務であって、学校保健安全法第24条に記載する援助の対象者は、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者及び生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で政令で定めるものと規定されている。このことから、援助の対象となる者の認定には、生活保護関係情報が必要となる。また、要保護者に準ずる程度に困窮しているかの判断は、施行令第9条で地方公共団体の教育委員会の判断によるものとされており、その判断の主たる情報として所得情報を活用している。よって、所得情報を把握するために地方税関係情報も必要となる。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第24条 ・学校保健安全法第24条 ・学校保健安全法施行令第9条	内閣府 総務省 文部科学省 厚生労働省	豊田市 山都町
86	B 地方 に対する 規制 緩和	その他	マイナンバー、マイポータルを活用したふるさと納税事務手続の簡素化	平成27年度税制改正により創設された「ふるさと納税(寄附)をされた方の寄附金控除が「ワンストップ」で受け入れられる特例的な仕組み」により、寄附を受け入れた地方自治体側には、住所地市町村に対する特例制度に係る納税者情報の通知事務等が新たに発生した。 この特例制度は、マイナンバー、マイポータルを活用した簡素化までの特例的な仕組みとして導入したものとされていることから、当該簡素化を検討する際には、納税者情報の通知事務の省略化など地方自治体側の事務手続に係る負担軽減も図られるようにすべきである。	【制度改正の経緯】 平成27年度税制改正により、給与所得者等を対象とする特例制度として、ふるさと納税(寄附)をされた方の寄附金控除が「ワンストップ」で受け入れられる特例的な仕組みが創設された。地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年総務省令第38号)が平成27年3月31日に公布され、ワンストップ特例制度は同年4月1日から施行。 【支障事例:寄附の受入地方自治体にとつての新たな事務の発生】 この特例制度の創設によって、寄附を受け入れた地方自治体側の事務手続として、①寄附者への特例申請の意思確認、②特例申請書の受理及び寄附者への受付書の交付(送付)、③申告特例申請事項変更届書の受理及び寄附者への受付書の交付(送付)、④寄附者の住所地市町村長に対する特例制度に係る納税者情報の通知事務が新たに発生することになった。 【制度改正の必要性】【懸念の解消策】 この特例制度は、マイナンバー、マイポータルを活用した簡素化までの特例的な仕組みとして導入したものとされている(総務省ホームページ公表資料)が、当該特例制度の創設に伴い、寄附の受入地方自治体側の事務手続が従来より増加していることから、当該簡素化を検討する際には、納税者情報の通知事務の省略化など地方自治体側の事務手続に係る負担の軽減が図られるようにすべきである。	地方税法附則第7条 地方税法施行規則第2条の4	総務省	秋田県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
98	B 地方 に対する規制 緩和	土地利用 (農地 除く)	地域振興各法にお ける計画策定手続の簡 素化	条件不利地域等の振興を目的 に制定されたいわゆる地域振興 各法では、法律ごとに計画等を 策定する必要があるが、同一地 域で類似の計画等を複数定めな ければならない実態があるた め、各計画等策定手続きに関 し、以下の簡素化を図り、地方の 負担軽減を図ること。 ・計画記載項目の共通様式化に よる合理化 ・計画策定期間が重複した場合 のスケジュール等の調整	【制度改正の背景・必要性等】 条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定 する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方 の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。 【支障事例】 県内市町にヒアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で 類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多大 な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響し かねない状況である。 特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要がある が、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳する可能性があるほか、県・市 町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成 に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上 に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。 【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。 また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することにな り、策定期間(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が輻輳し、地方に多大な負担が生じる 可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただ きたい。	過疎地域自立促進特 別措置法第5条、第6 条、第7条 山村振興法第7条、第 8条 特定農山村地域にお ける農林業等の活性 化のための基盤整備 の促進に関する法律 第4条 離島振興法第4条 半島振興法第3条、第 4条	総務省 国土交通省 農林水産省 経済産業省 文部科学省 厚生労働省 環境省	九州地方知 事会
130	B 地方 に対する規制 緩和	その他	定住自立圏構想推進 要綱に定める「中心 市」の要件の緩和	中心市と近隣市町村が連携・ 協力する「定住自立圏構想」につ いて、地域の実情に応じた柔軟 な連携が図られるよう、中心市 の要件の緩和 ・人口:5万人程度以上一概ね3 万人以上 ・昼夜間人口比率:1以上一概ね 1以上	定住自立圏の中心市の要件は、①人口が5万人程度(少なくとも4万人を超えていること)、②昼 夜間人口比率が1以上とされている。 本県には、歴史的・地理的な経緯を踏まえた生活圏が形成されているが、生活に必要な都市機 能について既に一定の集積があり、近隣市町村の住民もその機能を活用しているなど圏域を形成 できる素地があるものの、人口が4万人に達していない、昼夜間人口比率がわずかながら1に達し ていないなど、要件を満たさない市が存在する。このため、本制度を活用した生活機能の強化や、 結びつきやネットワークの強化などの施策の展開ができない現状となっている。 しかしながら、今後の人口減少社会においては、こうした一定の都市機能の集積がある市と近隣 の自治体が、互いに連携・協力することで、安心して暮らせる地域を形成し、地方圏からの人口の 流出に歯止めをかけることが、これまで以上に必要となってくる。 そこで、生活に必要な都市機能について一定の集積がある圏域において、本制度を活用した施 策展開により、圏域の活性化を図ることができるよう、上記の要件の緩和を提案するものである。 ※中心市となり近隣市町村と連携を図っていく意欲があるが、要件を満たしていない市 寒河江市…人口:42,373人、昼夜間人口比率:0.992 長井市…人口:29,473人、昼夜間人口比率:1.026	定住自立圏構想推進 要綱(平成20年12月26 日付け総行応第39号 総務事務次官通知)	総務省	山形県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
133	B 地方 に対する規制 緩和	その他	個人住民税の特例対象(※)の拡大 (※)区市町村から都道府県への徴収引継	地方税法第48条の規定に基づく個人住民税の徴収の引継ぎについて、現年課税分も対象とできるよう、改正を行うこと。	【支障事例】 地方税法(以下「法」という。)第48条の規定に基づく個人住民税の徴収の引継ぎの対象となるのは、法第46条第2項の規定による報告を受けた場合である。この報告は、毎年5月31日現在における個人の都道府県民税に係る滞納について、毎年6月30日までに区市町村長から都道府県知事に行うものである。このため、当該報告のない、区市町村において年度途中に発生した現年課税分の滞納については、年度途中で都道府県への徴収の引継ぎができない。 【制度改正の必要性】 平成19年度からの税源移譲により、各都道府県及び区市町村の税収に占める個人住民税の割合が高くなった。これにより、都道府県及び区市町村の税収を確保していくためには、これまで以上に個人住民税の徴収を強化していくことが求められている。 【制度改正の効果】 区市町村で徴収が困難な滞納事案に対する都道府県の徴収支援を強化できる。また、滞納発生後、早期に徴収及び滞納処分を行うことが可能となり、徴収率の向上が期待できる。	地方税法第48条	総務省	東京都
146	B 地方 に対する規制 緩和	その他	地方公共団体の貸付金に係る徴収又は収納の私人委託対象範囲の違約金への拡大	地方公共団体が私人に徴収又は収納の事務を委託することができる歳入について、地方自治法施行令第158条第1項第6号において「貸付金の元利償還金」が定められているが、これに加え、違約金も私人委託の対象とするよう改正。	【具体的支障事例】 農業改良資金県貸付金(無利子)の未収金(元金及び違約金)について、現在職員で回収に当たっているが、今後、専門的なノウハウを持つ債権回収管理会社(サービサー)へ回収を委託することを検討している。 しかし、自治体の歳入の徴収又は収納の私人への委託について、地方自治法施行令においては「貸付金の元利償還金」は対象であるが、違約金は対象外であり、委託業務範囲が限定されることにより未収金回収業務が非効率になることが懸念される。 【制度改正の必要性】 未収金回収を促進するため、元利償還金に加え、違約金も私人委託の対象とすることを提案する。	地方自治法施行令第158条第1項第6号	総務省	長崎県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
163	B 地方 に対する規制 緩和	消防・防 災・安全	水防団の所掌事務及び公務補償の範囲拡大	水防団の所掌事務は、水防法の規定により水防事務に限定されている。地震等の大規模災害では事前準備と初動対応が重要であり、水防団の組織力、救助能力等を十分に活用したい。 そこで、水防団の所掌事務に、水防団の一部(消防力の整備指針(平成12年消防庁告示第1号)第38条第3号に規定する「救助に関する業務」(「大規模災害時」という条件のもと。))・第4号に規定する「地震、風水害等の災害の予防、警戒、防除等に関する業務」)を追加するよう法的な位置付けをし、また、公務として災害補償も明記されたい。	【支障事例】 岐阜市のように水害の多い地域では、水防事務に専任する「専任水防団員」を多く置き、対応に当たらざるを得ない(岐阜市では、29水防団1613名がいる。)。消防事務を兼任することも可能であるが、それでは十分な水防事務を行うことができないジレンマがある。 今後、南海トラフ巨大地震が危惧されるが、水防団の活動のみでは十分な事前準備を進めることは難しい。また、そのような大規模災害が起こった場合、市民による「自助」「共助」が不可欠となる。これを主導し、支援するための「公助」もまた不可欠となる。消防団員の人数を考慮すると、水防団のみでは十分な「公助」を行うことができないことは明らかである。 【制度改正(案)】 そこで、同じ地域の防災組織である水防団の組織力、救助能力等を活用すべきである。水防団は、市民からの信頼・期待が高く、また、それに応える能力も十分に備えている。 水防法その他水防事務に係る関連例規においては、水防団の事務を水防事務に限定しているため、水防団の所掌事務の一部を水防団においても行えるようにし、災害対策、救助活動等の充実を図ることで、災害に強いまちづくり、さらには災害に強い国を作る必要がある。 その場合、公務として救助活動を行う以上、災害補償が受けられなければ、救助活動等に萎縮が生じ、十分な効果を上げることができない。	水防法第1条、5条、第6条2項 災害対策基本法第84条	総務省 国土交通省	岐阜市
164	B 地方 に対する規制 緩和	その他	国勢調査の調査区境界と、住民自治組織である自治会の境界との整合	国勢調査の調査区は基本単位の組合せにより決定される。 この「基本単位の区」は、平成27年国勢調査調査区設定において導入された概念であるが、固定的な境界として恒久化されて意味を持つものであることから、国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令第3条に該当し、その境界となる地形・地物が大幅に変更されるなど特別な事情がない限り変更することができない。 したがって、この省令の改正により、基本単位の区境界が、市区町村の裁量により設定できるよう提案する。	【支障事例】 岐阜市においては、効率的かつ円滑な調査とするため、国勢調査調査員は地域の実情をよく知地元の自治会を通じて依頼しているが、自治会の境界と調査区の境界が違うことで、多くの自治会から改善が求められ、一部の自治会からは調査への協力を拒否されている。 【制度改正の必要性】 調査員を自治会に依頼することは、制度上は必須ではないものの、2,000人以上の調査員を確保する手段は自治会において他に無く、他の自治体においても大多数が自治会へ依頼していることから、実質的に必須である。 今回、基本単位の区を自治会境界に合わせて変更できるよう提案し、結果的に基本単位の区組合せとしての調査区が自治会境界に合うようにする。 【過去の要望実績】 平成22年国勢調査の際には、「平成22年国勢調査実施状況報告書」にて「調査区の区割り自治会と違うのは納得できない等、不平不満が多数あった」旨報告している。 また、平成27年5月5日に開催された国勢調査有識者会議の際にも、本件と同内容の要望等を国へ対して行っている。なお、この場では国勢統計課長から、時系列比較の観点から基本単位の区は変えることはできないこと、基本単位の区を組み合わせて自治会区域に近づけるしかない旨回答を得ているが、基本単位の区を組み合わせては到底自治会が納得する区割りにしてはできないこと、自治会区域に合わせてはならないという自治会があるため、このままでは調査の実施自体が成り立たなくなる。	国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令第3条	総務省	岐阜市

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
165	B 地方 に対する 規制 緩和	その他	徴税吏員任命範囲の 拡大	<p>地方税徴収の合理化・効率化を図る観点から非常勤職員等の活用を実施しているが、地方公務員特別職のうち「徴税吏員」として任命できる対象は「再任用職員」及び「任期付短時間勤務職員」に限られているため、一層の効率化・合理化を図るべく、「徴税吏員」として任命できる職員の範囲を「非常勤嘱託職員」まで拡大する</p>	<p>【支障事例】 現状、地方公務員特別職のうち、地方税の徴収にあたり「徴税吏員」に任命できる範囲は、「再任用職員」、「任期付短時間勤務職員」に限定され、「非常勤嘱託職員」(以下「嘱託職員」という。))については地方公務員法で課されている「罰則で担保された守秘義務」及び「厳格な服務規律」が適用されないことを理由に「任命することが不適当」とされている。(平成17年4月1日付け総務令第80号「地方税の徴収に係る合理化・効率化の推進に関する留意事項について」) そのような中、当市納税課においては、採用される側の希望・条件があることから、「再任用職員」、「任期付短時間勤務職員」がおらず、納税課OBを含めた複数の「嘱託職員」が徴収業務の補助的作業に従事し、業務効率化に貢献いただいているが、業務内容が制限されることから、本来生かせるはずのスキルを持って余しているように見受けられる。 そのため、当市納税課としては、業務経験・スキルともに豊富な嘱託職員の活躍の場を拡大することが、一層の業務効率化と徴収率の向上に繋がると考えている。 以上から、嘱託職員も徴税吏員に任命できるように規制緩和を提案したい。</p>	平成17年4月1日付け総務令第80号「地方税の徴収に係る合理化・効率化の推進に関する留意事項について」	総務省	岐阜市
172	B 地方 に対する 規制 緩和	産業振 興	県有特許権の無償貸 与に係る議会議決の 不要化	<p>県有特許権を共同研究企業へ無償で貸与する際に、地方自治法(以下「法」という。)で定められている議会の議決を不要とする。</p>	<p>【支障事例】 次世代産業の創出には新技術・新製品の開発促進が重要なため、長野県工業技術総合センターでは企業と共同で研究開発を推進し、特許を共有して早期事業化に向けた取組を支援している。しかし、共同研究企業は県に特許使用料を支払うことを通例としており、県有特許は県の共同研究企業が優先使用権を行使し、独占的に使用しているのが現状である。このため、共同研究企業が県有特許を使用しない場合、県は他社に特許を有効に利用させることができない。</p> <p>【制度改正の必要性】 共同研究企業が特許の独占的な使用を選択しない場合、県が当該企業から特許使用料を徴収せず無償で貸し出すことが有効だが、特許は公有財産のため、適正な対価で貸し付けられない場合は法により議会の議決が必要であり、共同研究締結時において交渉が円滑に進まない状況がある。そこで、県有特許を広く県内企業のニーズに即して使用できるよう、共同研究企業が独占的な使用を選択しない場合に限り、県有特許権を議会の議決を経ずに、共同研究企業に無償貸与できるようにし、他社への貸付けを促進する必要がある。</p> <p>【期待される効果】 企業に広く県有特許権の活用が進み、新技術開発や県内産業におけるイノベーション創出が期待できる。</p> <p>【懸念の解消策等】 「逐条地方自治法」によると、法で議決を求める趣旨は「財政の運営上多大な損失を蒙る」「特定の者の利益のために運営が歪められる」「住民の負担を増嵩させる」「地方自治を阻害する」ことを避けるためであるが、今回の提案はいずれにも該当しない。なお、個々の県有特許に即した個別具体的な判断が必要なことから、条例による一般的な取扱いには馴染まない。</p>	地方自治法第237条第2項	総務省	長野県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
193	B 地方 に対する 規制 緩和	その他	地方自治法240条への 税情報利用規定の 追記	地方自治体は、発生する未収 債権の効率的かつ迅速な回収を 行わなければならないが、債権 の回収に関して有用な税情報 は、地方税法第22条においてそ の漏洩及び窃用した場合の処罰 が定められている。 そこで、地方自治法第240条 第3項の次に、市の債権を回収 する場合、地方税の税情報を利用 できる旨の規定を追記し、非強 制徴収公債権及び私債権の回 収事務において税情報の共有化 を求める。	現在、本市においては多額の未収債権(※)を抱えているが、これらの債権のうち自力執行権を有 しない非強制徴収公債権及び私債権については、その強制執行の実施に際して法的措置の申し 立てが必要となる。 しかしながら、地方税法第22条において税情報を強制徴収公債権の業務以外に利用することが認 められておらず、そのため債務者の財産調査が一部(不動産登記事項、商業登記事項、軽自動車 を除く自動車登録状況等)しか行えない。これにより強制執行等の法的措置を行うことによる債権 の回収の可否についての迅速な判断ができなくなり、回収の遅れやその後の未収額の増加につな がると考える。 さらに、債務者との折衝において聴取した財産状況の信憑性を客観的に判断する場合、あるいは 破産手続きや他の債権の差し押さえなどが行われた場合等で、税情報が利用できないことにより 債権の保全措置(配当要求、破産債権の届出、仮差押え等)が行えず、回収が可能であった債 権を十分に回収できない状況も考えられる。 地方の財政状況が厳しい中、市全体の債権回収について税情報を活用することができれば、効率 的に財政健全化を図ることができるとともに、債務者に対する行政の迅速な支援も容易となる。 ※H25年度現在の熊本市の未徴収債権額は、約158億円となっており、そのうち非強制徴収公債権 分が約8億、私債権分が約20億となっている。	地方自治法第240条 地方税法第22条	総務省	熊本市
203	B 地方 に対する 規制 緩和	その他	住民票の任意記載事 項の拡充	住民基本台帳法施行令第6条の 2の規定により市町村長が住民 票に記載することができる任意 事項(住民の福祉の増進に資す る事項のうち、市町村長が住民 に関する事務を管理し及び執行 するために必要であるもの)に、 「外国人が本邦において初めて 住民票に登録された年月日」及 び「転入前の住所地において住 民票に登録された年月日」を追 加する。	【背景】 本市住民投票条例の規定による投票資格の有無を判断するに当たり、18歳以上であること、本市 において3ヶ月を超えて住民基本台帳に登録されていることに加えて、永住者及び特別永住者以 外の外国人については、本邦において3年を超えて住民基本台帳に登録されていることが、投票 資格の要件となっている(以下「3年要件」という。)。しかしながら、外国人登録制度の廃止に伴い、 平成24年7月9日以降、市町村が外国人登録原票を保管していないことから、本市が3年要件の確 認を行うに当たって本市在住3年未満の場合は、転入前の住所地である自治体宛てに個別に文書 照会を行うことが必要となっている。 【国におけるこれまでの検討経緯】 住民基本台帳法に基づく住民票の記録等に関する事務は、市区町村の自治事務とされている。 平成24年7月9日に、改正住民基本台帳法が施行され、外国人住民についても、日本人と同様 に、住民基本台帳法の適用対象に加えることとされた。当該改正法の施行により、外国人登録制 度が廃止された。 【支障事例及び制度改正の必要性】 3年要件の確認作業が必要な外国人は、本市において約3,000人存在するが、転出入を繰り返して いる外国人等については、文書照会に相当の期間を要することを勘案すると、具体的に投票事案 が発生した場合に、必要な時期までに名簿作成を行うことが事実上不可能となっている。これは、 本市に限らず、住民投票条例上、外国人の資格要件に、本邦に住民票を登録してから期間を規 定している自治体において、共通の支障となっている。 住民投票制度の運用に必要な名簿作成等の処理を迅速に行うため、今回の制度改正が必要と考 える。	住民基本台帳法第7 条、住民基本台帳法 施行令第6条の2、住 民基本台帳法事務処 理要領第2.1(2)又	総務省	川崎市

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
209	B 地方 に対する 規制 緩和	その他	公債権の管理における滞納者情報の幅広い共有化の促進	地方自治法第240条の「債権」について、次のいずれかの措置を希望する。①地方自治法第240条に条項を追加する改正を行い、同条第2項又は第3項の事務を行うにあたり、当該団体が地方税に関する事務によって取得した情報を活用できる旨を明文化する。②地方税法第22条に但し書きを加える改正を行い、同条の「秘密を漏らし、又は窃用した場合」とする規定については、秘密とされる情報を地方自治法第240条第2項又は第3項の事務を行うに当たり必要な範囲内で活用する場合に限り、適用されない旨を明文化する。	地方税のみならず、非強制徴収債権の回収についても、歳入の確保という観点は勿論、他の納付者との負担の公平性の観点からも積極的に行う必要がある。市町村が所管する、母子寡婦福祉資金貸付や市営住宅等の事務事業の原資は地方税等の公金であり、同じ自治体の債権という点において、貸付金や家賃の公益性は税金と遜色がない。これらの債権についても、地方税に関する情報を含む庁内情報を共有・活用のうえ、積極的に回収をしつつ、生活困窮者と判断される者については、その状況に応じた徴収緩和措置、生活再建の後押しをする等、適正な債権管理に努めることが市民の福祉の向上に繋がる。しかし、地方税に関する情報については、地方税法第22条により、他の債権との情報共有・活用ができないとする法解釈がある。地方自治法第240条第2項及び第3項の事務を行うに当たり、支障となっている事例を別紙に示すこととし、徴収の効率化のみならず、公益、福祉の観点からも滞納者情報の共有化が必要と考える。 なお、左記の法改正を行うことを第一の希望とするが、何らかの事情により法改正を行うことができない場合においては、総務省より各団体に対し、「法律上明文化はされていないが地方自治法第240条第2項又は第3項の事務を行うにあたり、当該団体が地方税に関する事務によって取得した情報を活用することは、地方税法第22条における「秘密を漏らし、又は窃用した場合」には当たらず、同条違反となることはない」旨を通達し、法解釈の統一により上記問題の解決を図ることを希望する。	地方税法第22条 地方自治法第240条第2項及び第3項 地方自治法施行令第171条の2、同第171条の6、同第171条の7	総務省	中核市市長 会
210	B 地方 に対する 規制 緩和	その他	条例による事務処理特例における知事への市町村長の要請の規制緩和	地方自治法第252条の17の2第3項等の規定により、市町村長から都道府県知事に対し権限移譲を要請する際の議会の議決の撤廃	【現状】 地方自治法第252条の17の2第3項には、「市町村の長は、その議会の議決を経て、都道府県知事に対し、第1項の規定によりその権限に属する事務の一部を当該市町村が処理することとするよう要請することができる。」と規定されている。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第6項においても、都道府県教育委員会の権限に属する事務の一部に関し、概ね同様の規定がある。しかし、いずれの規定においても、これまで同制度の活用事例は皆無である。 【制度改正の必要性】 市町村長からの要請が行われないのは、都道府県知事への要請にとどまるにもかかわらず、議会の議決という市町村にとっては非常に高いハードルが設定されていることが主たる要因と考えられる。 都道府県知事から市町村長への権限移譲の際には、条例改正のための都道府県議会の議決が必要であるが、市町村長からの要請を行う場合には、これに加えて市町村議会の議決も必要となるため、議会への上程手続きや都道府県知事と市町村長との協議等を考慮すると、市町村において事務の移譲希望が出現してから実際の権限移譲までには、多大な時間と事務量が必要となる。このことが支障となり、当該制度を活用することを躊躇せざるを得ない状況にある。 また、地方自治法第252条の17の2第2項の規定によれば、都道府県知事は、都道府県議会の議決を得ることなく、市町村長に協議を求めることができることを考慮すると、著しくバランスを失っていると考えられる。 加えて、内閣府による「地方分権改革に関する提案募集」制度が創設され、これについては市町村議会の議決を要件とするものではないため、都道府県知事への要請に議会の議決を要することは、必要性が乏しいと言える。 【制度改正による効果】 この要件を緩和することにより、都道府県と市町村間の速やかな協議や議会対応等の事務量の削減へつながり、また、これまでは潜在していた市町村側の移譲希望事務も顕在化する等の効果も期待される。	地方自治法第252条の17の2第3項 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第6項	総務省 文部科学省	中核市市長 会

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
243	B 地方 に対する規制 緩和	消防・防 災・安全	火災信号及び津波警 報標識におけるサイレ ン吹鳴パターンの重 複の解消	消防法施行規則で定める火災信 号のうち「近火信号」及び「出場 信号」のサイレン音の吹鳴パ ターンと、予報警報標識規則で 定める津波警報標識の「大津波 警報」及び「津波警報」の吹鳴パ ターンが重複していることで、災 害発生時における消防団員や住 民等の適切な避難行動に混乱を 来す懸念があるため、吹鳴パ ターンの重複解消に向けた見直 しを提案する。	【現状の課題】 警報サイレンは、住民や消防団員等が災害発生時に適切な避難行動を取るための判断基準の1 つであり、各地方自治体は、国の定める吹鳴パターンにより吹鳴を行っている。 消防サイレンは、火災発生時の消防団の招集、住民への注意喚起のため、自治体の消防部局 から防災行政無線を通じ吹鳴される。津波警報サイレンは、津波発生時の住民の避難行動を促す ため、国から自治体へ直接情報が送信されるアラートにより、大津波警報または津波警報の発表 時には自動で、津波注意報の発表時には手動で自治体の防災部局から防災行政無線を通じ吹鳴 される。 近年では、南海トラフ地震等の大規模災害の発生も予測されているが、火災と津波の発生時に 使用されるサイレン音の吹鳴パターンが重複していることで、住民の避難行動や消防団等の避難 行動支援時に混乱が生じ、津波に巻き込まれた住民が亡くなる恐れがある。 【効果】 吹鳴パターンの重複が解消されることで、住民や消防団員等が、火災と津波の認知・判断に迷う ことなく、迅速な避難行動や避難行動支援に着手することができる。 【その他】 本提案については、全国市長会において、「理事・評議員合同会議決定 平成27年度国の施策 及び予算に関する重点提言(平成26年11月13日)」により、国に対し要望を行っている。	・消防法第18条第2項 ・消防法施行規則第34 条 ・気象業務法第24条 ・気象業務法施行規則 第13条 ・予報警報標識規則第 4条	総務省(消防庁) 国土交通省(気象庁)	全国市長会
246	B 地方 に対する規制 緩和	教育・文 化	地方公共団体が管 理・運営を行う大学附 属学校の公立大学法 人への移管	地方公共団体が設置・運営する 大学附属学校について、当該地 方公共団体が設立する公立大 学法人に移管することが可能と なるよう、学校教育法及び地方 独立行政法人法を改正するこ と。	【提案の経緯・事情変更】 これまで公立大学と大学附属学校は一体的教育研究組織として、長期的な視野のもと、大学が 求める実践的能力を持つ人材の育成や研究に努めてきた。しかし、現行法上、公立大学法人は、 当分の間大学及び高等専門学校以外の学校を設置できないと規定されたため、大学附属学校の 管理・運営ができなくなっている。 なお、地方独立行政法人制度の改革にかかる諸課題を検討する総務省の「地方独立行政法人 制度の改革に関する研究会」においても、公立大学法人における附属学校の設置が取り上げられ ている。 【支障事例等】 兵庫県立大学は、中学・高校と大学を一貫した期間として捉え、特別推薦入試の実施やSPring-8 など近隣の研究施設と連携した教育プログラムを開発し、高い学習効果を得てきた。しかし公立大 学法人になり、附属学校に対する大学の権限が及ばなくなったため、主体的に教育プログラムの 検討等ができず、教員からもモチベーションが低下したとの声がある。 また、新潟県では、大学教職員の兼務による直接的な学校(幼稚園)の管理執行ができなくなっ たため、園の管理執行面における課題や大学運営に関する情報が双方に共有されにくく、長期的 な視野で両者のニーズを統合しながら目標と計画を立てた上で、「保育」と「大学教育」を進めること が困難となっている。 【効果・必要性】 公立大学法人による運営により、一体的な教育研究組織としての効率的な運営が可能となるほ か、学長の裁量のもと、大学の人的・物的資源を有効活用することで、地域の特性やニーズを生か した教育が可能となる。	学校教育法 第2条、 附則第5条 地方独立行政法人法 第21条、第70条	総務省、文部科学省	兵庫県、新 潟県、鳥取 県、徳島 県、関西広 域連合

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
247	B 地方 に対する規制 緩和	教育・文 化	地方公共団体が実施する公立大学法人の施設整備等について、法人の資金調達による実施へ移行させるための長期借入規制の緩和	地方公共団体(設立団体)が起債等を充当し実施している公立大学法人の施設整備について、法人自らの資金調達による実施へ移行させるため、法人の長期借入に係る規制を緩和すること。	【提案の経緯・事情変更】 公立大学法人の施設は、地方公共団体(設立団体)が起債等を充当し整備した上で、法人に出資している。しかし、当該地方公共団体において相当な財政負担を伴うことに加え、大学整備に伴う長期資金の調達が地方公共団体の財政状況に大きく左右されているのが実状である。 【支障事例等】 公立大学法人化の趣旨は、大学の自律性を高め、業務運営の効率化を図るためと認識しているが、大規模な施設整備にあたっては、公立大学法人が長期借入れできないため、地方自治体の予算措置に委ねられることになり、地方自治体の負担となっている。 県としては、県の資金調達、大学の施設整備、金融情勢等の状況によっては、県が直接整備し出資するのではなく、公立大学法人自らが資金調達を行い整備することが望ましいと考えているが、現行法上それができない。 国立大学法人については、償還財源が賸り得るものについては、土地の取得・施設の整備に必要な長期借入が認められている。公立大学法人についても、地方自治体の予算措置等を待つまでも無く、国立大学法人と同様に、設立団体の認可を経て長期借入ができるよう求めるものである。 【効果・必要性】 地方公共団体(設立団体)の財政負担の軽減につながることも、公立大学法人による長期借入が可能となることで、迅速かつ主体的に公立大学法人が施設整備を決定でき、自主性・自律性の高い経営が期待できる。	地方独立行政法人法 第41条	総務省・文部科学省	兵庫県、新潟県、滋賀県、京都府、徳島県、関西広域連合
307	B 地方 に対する規制 緩和	その他	法定外普通税及び法定外目的税の変更に係る税率・延長期間の変更を伴わない単純延長の場合の総務大臣との事前協議の廃止	地方公共団体は法定外普通税や法定外目的税を新設・変更しようとする時には、税率の引下げや課税期間の短縮等を行う場合を除き、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならないとされているが、更なる規制緩和として、「税率・延長期間の変更を伴わない単純延長」の場合の総務大臣への協議・同意の廃止を求めるもの。	【検討の経緯】 平成12年地方分権一括法による改正にて、法定外普通税の許可制を廃止し、同意を要する事前協議制へ移行。あわせて法定外目的税制度を創設。平成16年、税率の引き下げ、課税期間の短縮、法定外税の廃止につき、総務大臣への協議・同意が不要となった。 【具体的な支障事例】 当県で現在設定している法定外普通税及び法定外目的税は各1件(課税期間:5年)であるが、税率・延長期間の変更を伴わない単純延長の場合においては、納税者の負担を大きく損なうものではないにもかかわらず、新設や税率の引き上げの場合と同様、大臣協議の標準処理期間として3ヶ月程度が必要であり、事務処理が煩雑である。 【制度改正の必要性】 地方公共団体は法定外普通税や法定外目的税を変更しようとする場合、税率の引下げや課税期間の短縮等、納税者の負担を軽減させる際には、総務大臣との事前協議・同意は不要であるが、「税率・延長期間の変更を伴わない単純延長」についても、納税者の利益を大きく損なうものではないことから、総務大臣との事前協議・同意を廃止することで、更なる地方分権を進めることができると考える。	地方税法 第259条、第731条	総務省	宮城県 広島県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
313	A 権限 移譲	産業振 興	創業支援事業計画の 認定権限の都道府県 への移譲	創業から創業後のフォローア ップまで一貫した支援を、地方が、 地域の実情に応じて、主体的・ 効果的に行えるよう次のとおり提 案する。 ① 創業支援事業計画の認定権 限の都道府県への移譲 ② 創業・第二創業促進補助金 に係る権限及び交付事務に係る 財源を都道府県へ移譲	地域活性化のためには、地域の実情を踏まえたきめ細かな創業支援に取り組む必要があり、創 業に係る施策も県・市町が相互に連携しつつ、関連性を持たせながら行う必要があるが、創業支 援事業計画については、国から情報共有があっても県が認定権限を有していないため、市町に対 し同計画策定に向けた働きかけも十分にできず、地域の実情に応じた主体的・効果的な創業支援 に取り組める環境にない。 そこで、創業支援事業計画の認定権限の移譲を受ければ、同計画の策定・実施を通じ、本県で 積極的に実施している創業セミナーの開催等創業支援に向けた事業及び市町の創業支援事業と の一層の連携を図ることができるなど、県と市町の役割分担の下、地域の資源を有効に活用した 創業支援を行うことができる。 また、創業・第二創業促進補助金に関しては、本県では、これまで、(公財)かがわ産業支援財団 が地方事務局として同補助金の窓口となり、県民に対しその周知に努めるとともに、申請受付時等 においては、県の支援施策の紹介等も行ってきた。さらに今年度からは、支援を受けた事業者等を 対象に、創業後間もない廃業をしないよう、創業後セミナーの開催や中小企業診断士等の専門家 の巡回指導など、創業者のフォローアップに取り組んでいる。 しかし、今年度から、創業・第二創業促進補助金の地方事務局が廃止され、県民と県及び県の関 係機関との接点が減少し、同補助金やこれを通じた県・市町の関連施策の周知の機会が減少する とともに、創業者の情報を得る機会の減少に伴い、創業後のフォローアップにも支障が生じている。 創業・第二創業促進補助金の移譲を受ける(県へ交付金として交付)ことで、県と市町が連携して 同補助金の周知と合わせた創業支援事業の紹介を積極的に行うことができるとともに、補助金の 交付を受けた者へのフォローアップなど、県の創業支援事業との連携や、地域の実情に合わせた 募集時期・期間の設定、産業分野の重点化を図ることができるなど、きめ細かな制度設計が可能 であり、創業支援を受ける者にとってのメリットが大きい。 以上のことから、創業支援事業計画の認定権限及び創業・第二創業促進補助金に係る権限及び 財源の都道府県への移譲を提案する。	産業競争力強化法 第113条、114条、137 条3項 創業・第二創業促進補 助金	総務省 経済産業省	香川県 徳島県
316	B 地方 に対する 規制 緩和	その他	行政財産の貸付け範 囲の拡大	行政財産の貸付けに係る「庁舎 等の床面積又は敷地に余裕が ある場合」との要件について、地 方公共団体の事務事業に使用さ れる見込みのない「スペース的 な余裕のある場合」だけでなく、 休日や夜間等の「時間的な余裕 のある場合」にも貸付けができる よう見直す。	【支障事例】 本県では、行政財産を経営資源として捉え、その有効活用による収入の増加を図るため、民間等 への開放を検討している。 例としては、業務時間外や休日に、庁舎敷地のうち、「県民広場」を民間企業の営利イベント(モー ターショー、物産展、展示場等)に有償貸付け、「駐車場」を民間駐車場と同水準の価格で有償貸 付け、「グラウンド」を一般県民に有償で時間貸しすることや、庁舎建物のうち、「会議室」を民間企 業の会議スペースとして有償で時間貸し、「展望ロビー」を民間企業のイベント(結婚式、街コン等) の場として有償貸付けすること等が想定される。 行政財産の民間等の使用が認められる場合のうち、「行政財産の貸付け」については、庁舎等の 床面積又は敷地に余裕がある場合に認められるが、これは地方公共団体の事務事業に使用され る見込みのない「スペース的な余裕のある場合」が想定されており、休日や夜間等の「時間的な余 裕のある場合」は対象とならない。 また、「行政財産の目的外使用許可」については、行政財産の用途又は目的を妨げない限度にお いて認められるが、使用料について条例で定める必要がある。県においては、区域が広範囲に及 ぶため、建物が多く、土地の不動産評価の価格差も都市部と農村部で大きい状況であり、また、施 設の特性(老朽化状況や設備の充実度)や都市部と農村部の地理的条件と市場性(施設に対する 利用需要やその時の経済状況)も異なることから、条例に個々の施設の料金を規定することは困 難である。	地方自治法第238条の 4第2項第4号 地方自治法施行令第 169条の3	総務省	茨城県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
319	B 地方 に対する規制 緩和	教育・文 化	JETプログラムの特に 優れていると認められ たALTの任用期間の 要件の撤廃	(財)自治体国際化協会が実施 するJETプログラムの特に優れ ていると認められたALTの任用 期間の要件を撤廃すること	現在、ALTの任用期間は、JETプログラム任用団体マニュアルにより、特に優れている者でも最長5 年と定められている。特に優れていると認められたALTについては、自治体の判断で5年を超えて 再任用できるよう、期間の要件を撤廃すべき。 【支障事例】 ALTは大学卒業後すぐに任務に就くため、授業の補助が確実にできるようになるまでに時間を要 する。また、来日間もないALTのほとんどが日本語のコミュニケーションに問題があり、小学校には 必ずしも英語専科教員が配置されないことから、校内の業務に支障をきたしている。 国では、JETプログラムのALTを全国で大幅に増員する方針を示しているが、現在本県で雇用し ている来日間もない一部のALTにおいても「指導力に問題があり、授業で十分活用できない」等の 現場の声もあるため、ALT増員による質の低下が懸念される。 【地域の実情を踏まえた必要性】 学校現場からは、5年間終了後も任用の延長を望む声が出ているほか、ALT自身からも、任用 の継続を望む者が多く、昨年度、任期5年間を終了した本県ALT5名のうち4名は継続を望んでい た。 【制度改正による効果】 任用を延長したALTについては、長期間滞在中に学んだ日本の文化や習慣を授業などに活か し、本県の子どもの英語能力を考慮して、より適切な指導が期待できる。 また、英語専科教員の配置が十分ではない小学校での活用も期待できる。 【想定される懸念の解消策】 任用期間を延長できるALTは、指導技術のほか、人格も素晴らしいと認められる者に限られるた め、人材固定化による弊害は極小と考えられる。 任用期限の延長が認められた場合も、必ずしも最長期間の任用する必要はないため、明らかな 弊害が認められる場合は、再任用を認めないことにより対応できる。	JETプログラム任用団 体マニュアル 募集要 項	総務省 外務省 文部科学省	福井県
326	B 地方 に対する規制 緩和	土地利 用(農地 除く)	地域振興各法におけ る計画策定手続の簡 素化	条件不利地域等の振興を目的 に制定されたいわゆる地域振興 各法では、法律ごとに計画等を 策定する必要があるが、同一地 域で類似の計画等を複数定めな ければならない実態があるた め、各計画等策定手続きに関 し、以下の簡素化を図り、地方の 負担軽減を図ること。 ・計画記載項目の共通様式化に よる合理化 ・計画策定期間が重複した場合 のスケジュール等の調整	【制度改正の背景・必要性等】 条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興各法では、法律ごとに計画等を策定 する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方 の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。 【支障事例】 県内市町にヒアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で 類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多大 な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響し かねない状況である。 特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要がある が、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳する場合があるほか、県・市 町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成 に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上 に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。 【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。 また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することになり 、策定期間(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が輻輳し、地方に多大な負担が生じる 可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただ きたい。	過疎地域自立促進特 別措置法第5条、第6 条、第7条 山村振興法第7条、第 8条 特定農山村地域にお ける農林業等の活性 化のための基盤整備 の促進に関する法律 第4条 離島振興法第4条 半島振興法第3条、第 4条	総務省 国土交通省 農林水産省 経済産業省 文部科学省 厚生労働省 環境省	山口県 広島県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
328	B 地方 に対する規制 緩和	消防・防 災・安全	救急隊編成基準の特 例拡大	消防法施行規則第50条で定める 救急隊編成の基準の特例を拡 大して、地域を限定したうえで救 急隊員2名で救急業務を実施で きるようにする。	【現行の救急隊編成の基準】 消防法施行令第44条では、救急隊員3人以上をもって編成することを規定し、消防法施行規則第 50条にて、転院搬送で医療従事者等が救急自動車に同乗する場合に隊員2名編成の特例を定め ている。 【救急隊員3名基準の弊害】 広大な地域を有しながら山間に集落が点在する本市のような過疎地域では、人口集中地域に消防 署を設置し、周辺地には救急出張所を配置し救急業務にあたっている。しかし、緊縮財政が進んで いく中では十分な職員数を配置できず、救急件数の少ない出張所の運用時間帯を制限せざるを得 ない状況にあり、不在時間帯の救命率低下が懸念される。 現に、救急車不在時間帯に自家用車で搬送中に死亡された事案も発生しており、24時間体制を 望む声が上がっている。 【基準の改正】 消防法施行規則第50条を改正し、過疎地域等の地域を限定した特例措置を設けることで救急隊2 名編成を可能にする。 【制度改正の必要性】 市境が山に囲まれ他市と分断されている本市では、広域化による現場活動要員の増加は見込め ない。 また、横浜市の特区制度(救急隊2名編成)もあるが、救急車不在地域をなくし現場到着時間を短 縮させる目的とは異なるため、本市が抱える問題を解消できるものではない。 全国的に人口減少が進む地方においては、救急出張所の運用制限や撤退を余儀なくされ、救急 過疎地域の拡大が予測されるため、救急隊2名編成の可能性を検討願いたい。 【基準改正によるリスクの解消】 出張所からは2名編成救急隊を、本署からは3名編成救急隊を同時に出場させ、先に到着する出 張所救急隊員の現場判断により搬送救急隊を決定する。	消防法施行令第44条 消防法施行規則第50 条 過疎地域自立促進特 別措置法	総務省 消防庁	西予市
334	B 地方 に対する規制 緩和	その他	連携中枢都市圏の要 件緩和	「連携中枢都市」の要件として、 中核市(人口20万人以上)等が 定められているが、中核市未満 の人口規模の都市であっても、 複数の自治体が広域連携し、経 済・生活圏域として、一定のまと まりを有する場合には、連携中 枢都市圏として位置づけられる ようにすること。	これまで富山県西部地域においては、それぞれの市が生活基盤の整備を図りながら、観光、防 災、医療、公共交通等の各分野において、必要に応じ関係市間で重層的に連携を進めてきたと ころである。人口減少社会において将来的に本地域の活力を維持・向上させていくためには、このよ うな6つの核に高次の都市機能を集積していくことはもとより、一層のネットワーク強化により、本 地域の持つ力を結集させていかなければならない。このような「多極ネットワーク」による広域連携 は、「まち・ひと・しごと創生本部」の「総合戦略」が示す、生活基盤等の面だけでなく、経済・雇用や 都市構造の面も重視した連携の構築を目指すものである。 一方、国が推進する「連携中枢都市圏」について、現在のところ具体的に推進・支援方策が示さ れているのは、大都市(中核市以上)が周辺地域を牽引するタイプの連携のみである。今後、総合 戦略に示されたように、都市圏概念を統一・明確化し、連携中枢都市圏の形成を推進していくにあ たっては、左記の事項について、格段の配慮をお願いしたい。	連携中枢都市圏構想 推進要綱第3	総務省 国土交通省	高岡市 射水市 水見市 小矢部市 砺波市 南砺市